

議案第9号

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例案

執行機関の附属機関に関する条例（昭和28年大阪市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第1条の表市長の項中

「

| | |
|--------------|---|
| 大阪市行政区審議会 | 市長の諮問に応じ、行政区の再編成に関する事項の調査審議及び市長に対する意見の具申に関する事務 |
| 大阪市特別職報酬等審議会 | 市長の諮問に応じ、市会議員の報酬、政務調査費並びに市長及び副市長の給料及び退職手当の額に係る意見の具申に関する事務 |

」

を

「

| | |
|--------------|---|
| 大阪市特別職報酬等審議会 | 市長の諮問に応じ、市会議員の報酬、政務活動費並びに市長及び副市長の給料及び退職手当の額に係る意見の具申に関する事務 |
| 大阪市外郭団体評価委員会 | 外郭団体に関する改革並びに外郭団体の監理及び運営に関する重要事項の調査審議及び市長に対する意見の具申に関する事務 |

」

に、

「

| | |
|------------|---|
| 大阪市補償審査委員会 | 公共用地の取得及び土地区画整理事業に伴う建物及び 工作物の移転及び除却に係る適正な損失補償の評定に 関する事務 |
|------------|---|

」

を

「

| | |
|---------------------|---|
| 大阪市補償審査委員会 | 公共用地の取得及び土地区画整理事業に伴う建物及び 工作物の移転及び除却に係る適正な損失補償の評定に 関する事務 |
| 大阪市イノベーション 促進評議会 | グローバルイノベーションの創出の支援に関する事項 の調査審議及び市長に対する意見の具申に関する事務 |

」

に、

「

| | |
|----------------------|----------------------------------|
| 大阪市予防接種健康被 害調査委員会 | 予防接種による健康被害に関する事項の調査審議に関 する事務 |
|----------------------|----------------------------------|

」

を

「

| | |
|--|--|
| 大阪市自立支援医療費 (精神通院)支給認定・ 手帳交付審査委員会 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく精神障害者に係る自立支援医療費の支給認定の申請及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付の申請に係る審査に関する事務 |
| 大阪市公害診療報酬審査委員会 | 公害健康被害の補償等に関する法律に基づく公害医療機関からの診療報酬の請求に係る診療内容及び診療報酬に係る審査に関する事務 |
| 大阪市予防接種健康被害調査委員会 | 予防接種による健康被害に関する事項の調査審議に関する事務 |
| 大阪市感染症発生動向調査委員会 | 感染症の発生の状況、動向及び原因に関する事項の調査審議に関する事務 |
| 大阪市エイズ対策評価委員会 | エイズ対策に関する事項の調査審議に関する事務 |
| 大阪市結核対策評価委員会 | 結核対策に関する事項の調査審議に関する事務 |

」

に、

「

| | |
|------------------|---|
| 大阪市不法建造物等処理対策委員会 | 市有の土地及び市長の管理に属する土地並びに大阪特別都市計画事業復興土地区画整理施行による道路、公園等の予定地等を不法に占拠する建物その他の工作物の処理並びに防止に関する事項の調査審議に関する事務 |
| 大阪市住宅審議会 | 市長の諮問に応じ、市営住宅の管理その他住宅施策に関する重要事項の調査審議に関する事務 |
| 大阪市公営企業審議会 | 市長の諮問に応じ、本市の経営する地方公営企業の経営の改善に関する重要事項に係る意見の具申に関する事務 |

」

を

「

| | |
|----------|--|
| 大阪市住宅審議会 | 市長の諮問に応じ、市営住宅の管理その他住宅施策に関する重要事項の調査審議に関する事務 |
|----------|--|

」

に改める。

第1条の2の表大阪府の項中

「

| | |
|----------------|---|
| 大阪府市新大学構想会議 | 本市及び大阪府における公立大学の在り方についての調査審議及び市長に対する意見の具申に関する事務 |
| 大阪府市都市魅力戦略推進会議 | 本市及び大阪府における都市の魅力の推進に関する施策についての調査審議及び市長に対する意見の具申に関する事務 |

」

を

「

| | |
|----------------|---|
| 大阪府市医療戦略会議 | 本市及び大阪府の医療及び保健に関する施策の在り方並びにこれらに関連する産業の振興の方向性等に関する事項の調査審議及び市長に対する意見の具申に関する事務 |
| 大阪府市新大学構想会議 | 本市及び大阪府における公立大学の在り方についての調査審議及び市長に対する意見の具申に関する事務 |
| 大阪府市都市魅力戦略推進会議 | 本市及び大阪府における都市の魅力の推進に関する施策についての調査審議及び市長に対する意見の具申に関する事務 |
| 大阪府市文化振興会議 | 本市及び大阪府における文化振興計画の策定及び変更並びに芸術文化の振興に関する重要な施策についての調査審議及び市長に対する意見の具申に関する事務 |

」

に改める。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、次の各号に掲げる改正規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条の表の改正規定（大阪市行政区審議会、大阪市不法建造物等処理対策委員会及び大阪市公営企業審議会に係る部分に限る。） 公布の日
- (2) 第 1 条の 2 の表の改正規定 平成25年 4 月 1 日

平成25年 2 月 15 日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

大阪市外郭団体評価委員会ほか 6 機関を執行機関の附属機関として設置し、大阪市行政区審議会ほか 2 機関を廃止するとともに、他の普通地方公共団体と共同して設置する執行機関の附属機関として大阪府市医療戦略会議及び大阪府市文化振興会議を設置し、併せて規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

執行機関の附属機関に関する条例（抄）

(設 置)

第1条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に別に定めがあるものを除くほか、次のとおり本市に執行機関の附属機関を置く。

| 附属機関の属する執行機関 | 附属機関 | 担当事務 |
|--------------|------------------|--|
| 市長 | <u>大阪市行政区審議会</u> | <u>市長の諮問に応じ、行政区の再編成に関する事項の調査審議及び市長に対する意見の具申に関する事務</u> |
| | 大阪市特別職報酬等審議会 | 市長の諮問に応じ、市会議員の報酬、 政務調査費 並びに市長及び副市長の給料及び退職手当費 当の額に係る意見の具申に関する事務 |
| | 大阪市外郭団体評価委員会 | 外郭団体に関する改革並びに外郭団体の監理及び運営に関する重要事項の調査審議及び市長に対する意見の具申に関する事務 |
| | 省 略 | 省 略 |
| | 大阪市補償審査委員会 | 省 略 |
| | 大阪市イノベーション促進評議会 | グローバルイノベーションの創出の支援に関する事項の調査審議及び市長に対する意見の具申に関する事務 |
| | 省 略 | 省 略 |
| | 大阪市大規模小売店舗立地審議会 | 省 略 |

| | |
|--------------------------------|--|
| 大阪市自立支援医療費（精神通院）支給認定・手帳交付審査委員会 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく精神障害者に係る自立支援医療費の支給認定の申請及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付の申請に係る審査に関する事務 |
| 大阪市公害診療報酬審査委員会 | 公害健康被害の補償等に関する法律に基づく公害医療機関からの診療報酬の請求に係る診療内容及び診療報酬に係る審査に関する事務 |
| 大阪市予防接種健康被害調査委員会 | 省 略 |
| 大阪市感染症発生動向調査委員会 | 感染症の発生の状況、動向及び原因に関する事項の調査審議に関する事務 |
| 大阪市エイズ対策評価委員会 | エイズ対策に関する事項の調査審議に関する事務 |
| 大阪市結核対策評価委員会 | 結核対策に関する事項の調査審議に関する事務 |
| 省 略 | 省 略 |
| 大阪市不法建造物等処理対策委員会 | <u>市有の土地及び市長の管理に属する土地並びに大阪特別都市計画事業復興土地区画整理施行による道路、公園等の予定地等を不法に占拠する建物その他の工作物の処理並びに防止に関する事項の調査審議に関する事務</u> |
| 省 略 | 省 略 |

| | | |
|----|------------|--|
| | 大阪市公営企業審議会 | 市長の諮問に応じ、本市の経営する地方公営企業の経営の改善に関する重要事項に係る意見の具申に関する事務 |
| 省略 | 省略 | 省略 |

(共同設置の附属機関)

第1条の2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第1項の規定により他の普通地方公共団体と共同して設置する執行機関の附属機関として、次のとおり附属機関を置く。

| 附属機関を共同して設置する他の普通地方公共団体 | 附属機関の属する執行機関 | 附属機関 | 担当事務 |
|-------------------------|--------------|----------------|---|
| 大阪府 | 市長 | 大阪府市医療戦略会議 | 本市及び大阪府の医療及び保健に関する施策の在り方並びにこれらに関連する産業の振興の方向性等に関する事項の調査審議及び市長に対する意見の具申に関する事務 |
| | | 省略 | 省略 |
| | | 大阪府市都市魅力戦略推進会議 | 省略 |
| | | 大阪府市文化振興会議 | 本市及び大阪府における文化振興計画の策定及び変更並びに芸術文化の振興に関する重要な施策についての調査審議及び市長に対する意見の具申に関する事務 |
| | | 省略 | 省略 |